

議案第 28 号

三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 24 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

三次市手数料徴収条例（平成 16 年三次市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号の表中

「

建築基準法第 85 条第 5 項の規定による仮設建築物の建築許可	1 件	120,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
建築基準法第 85 条第 6 項の規定による仮設建築物の建築許可	1 件	160,000 円	1 申請をもって 1 件とする。

」を

「

建築基準法第 85 条第 6 項の規定による仮設建築物の建築許可	1 件	120,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
----------------------------------	-----	-----------	------------------

」に、

「

35,000 円（当該計画が法第 54 条第 1 項各号の基準に適合し
-------------------------------------

ていることについての規則で定める者の審査（以下「適合審査」という。）を受けた場合は、5,000円）
35,000円（適合審査を受けた場合は、5,000円）
69,000円（適合審査を受けた場合は、10,000円）
96,000円（適合審査を受けた場合は、16,000円）
135,000円（適合審査を受けた場合は、27,000円）

」を

「

35,000円（当該計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合していることについての規則で定める者の審査（以下「適合審査」という。）を受けた場合にあっては5,000円、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号（以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準（以下「誘導仕様基準」という。）に適合している場合（適合審査を受けた場合を除く。以下この表において同じ。））にあっては16,000円）
35,000円（適合審査を受けた場合にあっては5,000円、誘導仕様基準に適合している場合にあっては16,000円）
69,000円（適合審査を受けた場合にあっては10,000円、誘導仕様基準に適合している場合にあっては31,000円）
96,000円（適合審査を受けた場合にあっては16,000円、誘導仕様基準に適合している場合にあっては46,000円）
135,000円（適合審査を受けた場合にあっては27,000円、誘導仕様基準に適合している場合にあっては66,000円）

」に改

め、同条第8号の2の表1の部中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号（以下「基準省令」という。））」を「基準省令」に改め、同表4の部を次のように改める。

4 法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備等の設置若しくは改修（以下この表において「新築等」という。）しようとする建築物が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合にあっては、当該建築	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円（建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項第1号の基準に適合していることについて施行規則で定める図書（以下この表において「誘導基準適合図書」という。）を提出する場合にあっては4,000円、誘導仕様基準に適合している場合（誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表に
--	---	-------------------------	---

物の床面積の合計の ア及びイに掲げる区分に 応じ、当該区分に定め る額		において同じ。) にあつ ては16,000円)
	イ 床面積 の合計が 200平 方メー トル以上 のもの	38,000円 (誘導基準適合図書を 提出する場合にあって は4,000円, 誘導 仕様基準に適合してい る場合にあっては18 ,000円)
(2) 建築物エネルギー消 費性能向上計画により 新築等しようとする建 築物が(1)に掲げる建 築物以外の場合にあって は、当該建築物の住宅 部分(法第11条第1 項に規定する住宅部分 をいう。以下この表に おいて同じ。)の床面 積の合計のア及びイに 掲げる区分に応じ、当 該区分に定める額を、 当該建築物の非住宅部 分の床面積の合計のウ 及びエに掲げる区分に 応じ、当該区分に定め る額を、それぞれ合算 した額	ア 住宅部 分の床面 積の合計 が300 平方メー トル未満 のもの	69,000円 (誘導基準適合図書を 提出する場合にあって は9,000円, 誘導 仕様基準に適合してい る場合にあっては31 ,000円)
	イ 住宅部 分の床面 積の合計 が300 平方メー トル以上 のもの	115,000円 (誘導基準適合図書を 提出する場合にあって は20,000円, 誘 導仕様基準に適合して いる場合にあっては5 5,000円)
	ウ 非住宅 部分の床 面積の合 計が30 0平方メ ートル未 満のもの	228,000円 (誘導基準適合図書を 提出する場合にあって は9,000円, 基準 省令第10条第1号イ (2)及び同号ロ(2)の基準 に適合している場合又 は第1条第1項第1号 ロ及び第10条第1号 イ(2)の基準に適合して いる場合(誘導基準適 合図書を提出する場 合を除く。以下この表 において「モデル建 築物に係る誘導基準 に適合している場 合」という。)に あっては87, 000円)
	エ 非住宅 部分の床 面積の合 計が30 0平方メ	285,000円 (誘導基準適合図書を 提出する場合にあって は16,000円, モ デル建築物に係る誘導

		一トル以上のもの	基準に適合している場合にあつては110,000円)
--	--	----------	---------------------------

第2条第8号の2の表6の部を次のように改める。

6 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更をしようとする建築物が一戸建ての住宅の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計のア及びイに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては2,000円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては8,000円)
		イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては2,000円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては9,000円)
	(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が(1)に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)のア及びイに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)のウ及びエに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,500円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては4,500円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては15,500円)
		イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	57,500円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては10,000円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては27,500円)
		ウ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	114,000円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては4,500円、モデル建築物に係る誘導基準に適合している場合にあつては43,500円)
		エ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以	142,500円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては8,000円、モデル建築物に係る誘導基準に適合している場合

		上のもの	にあつては55,000円)
--	--	------	---------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日までに、改正前の三次市手数料徴収条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。